那須塩原市農業委員会

第24回総会議事録

令和4年6月27日(月)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時: 令和4年6月27日(月)午後1時30分~午後2時18分

2. 場 所:西那須野支所300会議室

3. 出席委員: 18名

会長	3	君島 良一	委員	1 3	髙瀬 和夫
会長職務代理者	2	加藤 拓央	"	1 4	室井 孝美
委員	1	石﨑 清	<i>II</i>	1 5	松本 忠太
<i>II</i>	4	松本 誠治	<i>II</i>	16	室井 孝美
<i>II</i>	5	金田 廣衛	<i>II</i>	17	江連 節男
"	6	木下 久雄	"	18	槌江 栄作
"	9	大田原 重夫	<i>''</i>	19	島田晴子
"	1 0	田渕 徹	<i>''</i>	20	竹村 文祥
"	11	菊地 寿行	"		
"	12	藤田 一郎			

4. 欠席委員: 2名 7番 三本木 直人委員、8番 秋元 誠委員

5. 議事録署名人の指名:10番 田渕 徹委員、9番 大田原 重夫委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 非農地証明願いについて
- 5) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地中間管理機構が優先買入協 議を行う旨の通知要請について
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対 する意見について
- 7) 議案第7号 令和5年度農林関係税制改正に関する要望事項(案)の承認について
- 8) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 9) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長 相馬 勇 主事 湯田 雅泉

局長補佐兼農政係長 戸山 みどり 農地係長 佐藤 博之

8. 傍聴人: なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第24回総会を開会いたします。

今回の欠席委員は、三本木 直人委員、秋元 誠委員です。

在任委員20名、出席委員18名、

過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。

次に「議事録署名人の指名」を行います。

議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。

総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号10番 田渕 徹委員と、9番 大田原 重夫委員を指名いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委員

議案第1号、番号1番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、6月19日、午後1時5分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、杉渡土自治公民館より北へ約700メートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、水稲を3,305アール、そば72アールを作付けしており、トラクター4台、コンバイン2台、田植え機1台を所有しています。

申請地の耕作予定は、水稲と飼料稲を作付けしますとのことです。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番の調査報告の前に、譲受人である法人が農地所有適格法人として適格であるか事務 局の確認報告を求めます。

佐藤農地係長

それでは議案書3の2ページをご覧ください。

初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。

譲受人は昭和26年8月に設立された特例有限会社でございます。

定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。

次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。

当該法人は、直近の売上高の約97%が農業売上であり、農業売上高が売上高の過半とする 要件を満たしております。

続いて社員要件の欄でございます。

定款及び法人登記簿より、法人の行う農業への常時従事者が議決権の100%を保有しており、過半とする議決権要件を満たしております。

最後に業務執行役員要件の欄でございます。役員の過半が年間150日以上の農業の常時従 事者であり、直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。

以上のことから議案第1号番号2番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしました。

また、前回の事業年度の農地所有適格法人報告書が提出されていることも確認しましたので ご報告いたします。

議長

番号2番について、大田原 重夫委員の報告を求めます。

大田原 重夫委員

議案第1号、番号2番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、6月14日、午後1時30分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立青木小学校より南へ約2キロメートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、約480ヘクタールの耕地を有する酪農及び畜産を中心とした経営法 人であります。

申請地の耕作予定は、飼料用作物で主にデントコーンを作付けする予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので 、大田原 重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

ここで議長を、加藤 拓央 会長職務代理者と交代します。

議長(職代)

引き続き総会を進めます。

番号3番について、君島 良一委員の報告を求めます。

君島 良一委員 |

議案第1号、番号3番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、6月19日、午後1時頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市役所塩原支所より南西へO.8キロメートルと1.7キロメートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、耕作面積4.5ヘクタールでほうれん草を作付けし、トラクター5台、

バックホー、播種機などを保有し、世帯員と常時雇用の合計7人で経営しています。

申請地の耕作予定は、現在栗園となっている部分を除きまして、ほうれん草を作付けする予 定となっています。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長(職代)|報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、君島 良一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

ここで議長を、君島 良一会長と交代します。

議長 | 引き続き総会を進めます。

番号4番について、槌江 栄作委員の報告を求めます。

槌江 栄作委員

議案第1号、番号4番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、6月20日、午後1時30分頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、那須塩原市立横林小学校より北へ約1.5キロメートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、トラクター1台を所有し、120アールに牧草を作付けしています。

申請地の耕作予定は、牧草を作付けする予定とのことです。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので 、槌江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題 といたします。

番号1番について、渡辺 秀一委員の報告を求めます。

渡辺 秀一委員

議案第2号 番号1番について報告します。

申請人は、昭和48年12月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな承継人により、一般住宅として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立槻沢小学校より北へ約150メートルに位置しています。

現地調査は、6月22日、午前10時30分頃に行いました。

変更の理由は、許可後、両親と同居することとなり現在の住所地に自宅を新築することになったため、事業を遂行することができなかった。

今回、承継人より一般住宅として利用したい旨の申出があり本申請に至った。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当 として報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺 秀一委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、島田 晴子委員の報告を求めます。

島田晴子委員

議案第3号、番号1番について報告します。

賃貸借権の設定により、現場事務所として一時転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立三島小学校東側に位置しています。

申請に至った経緯は、三島小学校校舎改修工事を施工するにあたり、仮設事務所及び工事関係者の駐車場、資材置き場、作業員休憩所を確保するスペースを、学校敷地内に検討しましたが、設置が困難なため、校外に敷地が必要となり、隣接する農地を一時転用して利用することにしました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立 地基準上問題ありません。

事業計画は、那須塩原市立三島小学校の校舎改修工事のための現場事務所、休憩所、駐車場 として利用する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周辺農地への被害防除策として、周囲に仮囲いを設置します。

現地調査は、6月22日、午前10時55分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。

議案第3号、番号2番について報告します。

売買による所有権の移転により一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より西へ約350メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在、妻と子供3人の5人家族で、市内のアパートに住んでいますが、子供の成長に伴い、手狭になってきたため、自己所有の住宅を建てたいと考え申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立

地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を使用し、汚水排水は合併浄化槽により処理します。

雨水は敷地内にて地下浸透処理することで、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、6月22日、午前9時5分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。

少し付け加えます。面積が少しオーバーしてしまいます。554㎡になってしまいますが、 少しばかりの農地の面積を残しても使い道がないということで、許可相当としたいと思いま す。

議長|報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田 晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田 晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、松本 誠治委員の報告を求めます。

松本 誠治委員

議案第3号、番号3番について報告します。

賃借権の設定により、砂利採取をするための一時転用申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市戸田十字路より北東へ 1.8キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、当該申請地は、那須野ヶ原扇状地の扇状部に位置し、良質な砂利・砂 が蓄積しております。今回所有者の土壌改良をする意図として、当社の経営方針が合致した ので、当該地を選定したものです。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。本件は一時的な利用に供するためのものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は12ヶ月の賃借権により申請地において砂利採取を行う計画です。

隣接する農地から十分な保安距離を設け、安定勾配での砂利採取を行うことで周辺地崩落などの被害を防止します。埋戻しについては栃木県陸砂利採取協同組合の農地復元保証が添付されており、湯宮地内の土砂採取場からの発生土砂、及び自社の還元土砂にて行います。

現地調査は、6月23日、午前10時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。 議長 番号3番について事務局から補足願います。

佐藤農地係長

番号3番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となります。また、砂利採取法の許可を必要とするため、 指令書の交付は砂利採取法と同日となります。

議長|報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

番号4番について、田渕 徹委員の報告を求めます。

田渕 徹委員

議案第3号、番号4番について報告します。

使用貸借権の設定により、店舗を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、上井口自治公民館より北西へ約400メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、現在大田原市において従事しているリラクゼーション店を自宅横に建 て、念願の独立を果たすため申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地にリラクゼーションの店舗を建築する内容となっています。

上下水道は 使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周辺農地について、通風及び日照に影響はありません。

現地調査は、6月22日、午前10時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、田渕 徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、石崎 清委員の報告を求めます。

石﨑 清委員

議案第3号、番号5番について報告します。

売買による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、豊浦公民館より南東へ約250メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在東京の立川市に夫と二人で住んでいます。会社員です

が、数年後に定年を迎えていますので、融資が受けられるうちに住宅を建てたいと思い、今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立 地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロック及び縁石を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、6月23日、午前9時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、

番号5番については許可することに決しました。

番号6番について渡辺 秀一委員の報告を求めます。

渡辺 秀一委員

議案第3号、番号6番について報告します。

売買による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立槻沢小学校より北へ約150メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、私達はアパートに居住していますが、家族が増えると手狭になるた

め、新築を計画いたしました。立地条件としては、交通の利便性も良く、通勤に好条件であ り、小学校にも近く、生活していく上で良い環境の為、申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロック及び縁石を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、6月22日、午前10時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺 秀一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番について、松本 忠太委員の報告を求めます。

松本 忠太委員

議案第3号、番号7番について報告します。

賃借権の設定により、鉄塔新設工事に伴う進入路として一時転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立関谷小学校より北東へ約1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、新設地内において、大規模太陽光発電所の変電所から送電線への接続 するにあたり、鉄塔新設工事へ伴い、工事用道路、進入路を確保するための申請です。

申請地の立地条件は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は一時的な利用に供するためのものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は賃借権の設定により、鉄塔新設工事に伴う進入路を確保する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は敷地内自然浸透処理とします。

現地調査は、6月22日、午前9時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番について、渡辺 秀一委員の報告を求めます。

渡辺 秀一委員

議案第3号、番号8番について報告します。

売買による所有権の移転により、建売住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、三島公民館より東へ約400メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は宅地化の進んだ場所であり、周辺に農地はなく宅地に取り囲まれた状況であり、コンビニやスーパー、学校、病院等が点在する住宅地として最適と判断し申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立 地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に建売住宅を2棟建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は地下浸透処理とします。

周囲には擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、6月22日、午前10時50分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺 秀一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

番号9番について、松本 忠太委員の報告を求めます。

松本 忠太委員

議案第3号、番号9番について報告します。

売買による所有権移転の設定により、一般住宅兼事業用地を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR西那須野駅より北へ約1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は現在、事務所の一部を居宅としておりますが、住宅部分が非常に手狭な状況です。申請地は主要道路添いにあり、公共、交通機関等を含め良い位置にあり、面積的にも住宅用地、事業用用地ともに必要面積を確保できることから最適地であると判断し、今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立 地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅及び営んでいる事業の来客用駐車場を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

既存のL字擁壁を利用し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、6月22日、午前11時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当と して報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

議案第4号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

竹村 文祥委員

議案第4号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市役所より北東へ約1.1キロメートルに位置しています。

現地調査は、6月23日、午前11時頃に行いました。

願い出地の現況は、宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真及び家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2 条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

番号2番について、石崎 清委員の報告を求めます。

石﨑 清委員

議案第4号、番号2番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市役所より北東へ1.4キロメートルに位置しています。

願い出地の現況は、宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長|報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石﨑 清委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地中間管理機構 が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。

番号1番について、田渕 徹委員の報告を求めます。

田渕 徹委員

議案第5号、番号1番について報告します。

農地の売払いについて、あっせんの申出があったことから、申出地を効率的・安定的な農業 経営を行う者へ集積させるため、農地中間管理機構が、優先的に買入協議を行うとする市長 通知が必要であるか、確認するものです。

申出の内容は議案書記載のとおりです。

現地調査は、6月22日、午前9時40分頃に行いました。

申出地は、那須塩原市立関谷小学校より北東へ約500メートルに位置しています。

申出に至った経緯は、申出人は昨年、相続で申出地を取得しましたが、酪農を営む予定がありませんので、あっせんの申出に至りました。

現地を確認した結果、申出地は、認定農業者等の地域の担い手に集積させることが 望ましい 農地であり農地中間管理機構による買入れが必要であると判断しました。

地元調査員としては、優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として報告を 終わります。

議長|報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので 、田渕 徹委員の報告は要請相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については通知を要請することに決しました。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長

議案第6号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書10ページから14ページが「利用権設定関係」の案件で20件、合計面積は 118,683平方メートルとなります。

この内12ページから14ページの12件、21, 352平方メートルが中間管理事業の対象となります。

続いて15ページが「所有権移転関係」の案件で1件、面積は、4,620平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、 全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として 問題は無いと思われます。

議長│説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第6号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第7号「令和5年度 農林関係税制改正に関する要望事項(案)の承認について」 を 議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山補佐

議案第7号につきまして御説明いたします

令和5年度 農林関係税制改正に関する要望事項についてです。

3点あります。

先ず1点目。17ページを御覧ください。

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の「所得税・法人税を軽減する特例制

度」が、令和4年度末で期限を迎えるため、特例制度期限の延長について、要望を行うもの です。

なお、特例制度の内容は、必要経費の算入限度額に係る軽減についてです。

2点目でございます。

農用地利用集積計画に基づき取得する、農用地区域内にある土地に係る「不動産取得税を軽 滅する特例制度」が、令和4年度末で期限を迎えるため、特例制度期限の延長について要望 を行うものです。

なお、特例制度の内容は、取得価格の1/3相当額を控除。

交換による取得の場合は、取得価格の1/3相当額又は失った土地の価格を控除。

3点目でございます。

農地中間管理機構が行う農地売買等事業に係る「所得税の譲渡所得の特別控除限度額」の増 額について、要望を行うものです。

なお、特例制度の内容は、所得税の譲渡所得税控除額の限度額を800万円となっています が、1,000万円に増額を要望するものです。

説明は、以上となります。よろしく御審議をお願いします。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第7号は事務局提案のとおり決定することに決しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長|

追加資料20ページをご覧ください。

県農業会議に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をし た案件で、5条許可が4件で、開発許可と同日許可としております。

以上です。

議長 報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移 動)」を 議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山補佐 │ それでは、追加資料21ページの報告第3号農地法第3条の3による届出の受理について (相続等による権利移動) をご覧下さい。

> この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づ き、農業委員会に届出が必要とされておりますが、5月の届出の受理状況につきましてご報 告するものです。

5月は相続を原因とした権利移動の届出を6件受理しました。

いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はいませんでした。

報告は以上です。

議長|報告が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第24回総会を閉会いたします。